

サービス種別	項目	東大阪市基準(新)
小規模多機能型居宅介護	協力医療機関について	協力医療機関を定めるに当たっては、少なくとも1の協力医療機関について、本市の区域内に所在するものとしなければならない。
看護小規模多機能型居宅介護		
認知症対応型共同生活介護		
地域密着型特定施設入居者生活介護		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	協力病院について	協力病院を定めるに当たっては、少なくとも1の協力病院について、本市の区域内に所在するものとしなければならない。